

奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従事者の処遇改善及び医療機関等における経営の改善に向けて、賃上げを実現するとともに、診療等に必要な経費に係る物価上昇への対応を図り、地域医療提供体制の確保を図るため、県内医療機関等に対し、令和8年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。令和8年2月26日付け医政発0226第11号・医薬発0226第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬局長通知）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（以下「規則」という。平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付事業と対象者等)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の額は、別表1のとおりとする。
- 2 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 診療所・薬局 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の指定を受けた診療所又は薬局
 - (2) 訪問看護事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項又は同法第53条第1項の指定を受けた訪問看護事業所
- 3 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者のうち、国又は県が開設するものは、補助の対象としないものとする。
- 4 別表1に規定する（1）賃上げ支援事業及び（2）物価支援事業にあつては申請時点において、現に開設している者に交付するものとし、休止している者には交付しない。

(補助金の交付等に関する周知)

第3条 知事は、補助金の交付に当たり、補助対象事業者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業内容について、通知、広報その他の方法により、前条第1項に規定する補助対象事業者に対し、周知するものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良スーパーアプリにより、別表2に掲げる期間内に補助金の申請をしなければならない。
- 2 申請者は、知事が別に定めて通知する奈良スーパーアプリの利用方法に従い、申請

するものとする。

- 3 知事は、第1項に規定する申請があった場合において、その内容を審査し不相当と認めるときは、申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(交付の決定)

第5条 知事は、申請者から奈良スーパーアプリにおける申請があった場合において、医療機関等の開設、病床の数その他の内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、遅滞なく、その旨を奈良スーパーアプリその他の方法により申請者に対し通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項に規定する決定を受けた日から5日以内に取下げの旨及びその理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更の承認の申請)

第7条 補助事業者は、別表1に規定する（1）賃上げ支援事業において規則第5条第1項の承認を受けようとするときは、奈良スーパーアプリにより、別表第2に規定する期間内に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。ただし、別表1に規定する（1）賃上げ支援事業にあつては、国実施要綱に規定されているベースアップを適正に実施している場合は軽微な変更とし、この限りではない。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による変更の承認の申請をする場合に準用する。
- 3 別表1に規定する（1）賃上げ支援事業にあつては、第1項の申請をするときは、賃金改善報告書（別紙様式）を添付するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、その旨を奈良スーパーアプリその他の方法により申請者に対し通知するものとする。

(指示及び検査)

第8条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示及び検査を行うことができる。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、奈良スーパーアプリにより、別表2に規定する期間内に補助事業の実績を報告しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による実績報告をする場合に準用する。

3 別表1に規定する(1)賃上げ支援事業にあつては、第7条第1項の変更の承認の申請をする場合は、同申請をもって第1項の実績報告があつたものとみなす。

4 別表1に規定する(2)物価支援事業にあつては、第4条の申請をもって第1項の実績報告があつたものとみなす。

(補助金の確定及び交付)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を奈良スーパーアプリその他の方法により補助事業者に対し通知し、当該補助事業者からの請求を受けて補助金を交付するものとする。

2 別表1に規定する(1)賃上げ支援事業にあつては、第7条第3項の変更の承認の通知をする場合は、同通知をもって前項の額の確定があつたものとみなす。

3 別表1に規定する(2)物価支援事業にあつては、第5条の交付の決定をもって第1項の額の確定があつたものとみなす。

(補助金の請求の時期)

第12条 別表1に規定する(1)賃上げ支援事業にあつては、第10条第1項の実績報告とともに、奈良スーパーアプリにより請求をしなければならない。

2 別表1に規定する(2)物価支援事業にあつては、第4条の申請とともに、奈良スーパーアプリにより請求をしなければならない。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 知事が第3条の規定による周知を行ったにもかかわらず、別表2に規定する期限までに交付の申請、実績報告及び請求を行わなかった補助対象事業者については、補助金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 奈良スーパーアプリにおける申請、実績報告及び請求に係る内容の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず、その内容等の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請、実績報告及び請求が取り下げられたものとみなす。

(交付の決定の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第7条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (3) 第10条の実績報告が行われなかったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金の交付を受けた後に補助対象事業者の要件に該当しないことが明らかとなったとき。
- (6) 同一の医療機関等が、重複して補助金の交付を受けたことが明らかとなったとき。
- (7) 申請以降に正当な理由なく、施設を廃院又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第15条 前条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月16日から施行する。

この要綱は、令和8年6月17日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表 1（第 2 条関係）

補助対象 事業	補助対象事業者			補助金の額 (※ 5)
(1) 賃上げ 支援事業	(※ 1) 有床診療所 3 床以上	ア 令和 8 年 3 月 1 日時点で ベースアップ評価料 (※ 2) を届け出ている施設	以下のことに該当する施設 ○いずれも健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保 健医療機関コードが発行されており、令和 7 年 4 月 1 日か ら本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設 ○原則として、令和 7 年 1 2 月から令和 8 年 5 月までの 間、対象職員 (※ 4) のベースアップ（基本給又は決まっ て毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施す るとともに、令和 8 年 6 月 1 日から当該ベースアップの水 準を維持又は拡大すること。 ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合 は、令和 8 年 6 月 1 日から対象職員のベースアップを行う ことを前提に、令和 7 年 1 2 月から令和 8 年 3 月までの 4 ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和 8 年 3 月までの間に 対象職員に支給することができるが、その場合は 4 月から 5 月までベースアップを実施するとともに、支給した一時 金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員 に対して令和 8 年 6 月 1 日から行うこと。 令和 7 年度の対象職員ベースアップについて、令和 7 年 3 月 3 1 日時点の賃金水準と比較して、2. 0 %を上回っ	病床の数 (※ 6) に 7 2 千円 を乗じた額
	(※ 1) 有床診療所 2 床以下 無床診療所	又は イ 医師又は歯科医師である 院長と医療に従事しない専ら 事務作業 (※ 3) を行う職員		1 5 0 千円
	訪問看護事 業所	のみの診療所等、令和 8 年 3 月 1 日時点において、ベース アップ評価料が届け出られな い有床診療所、無床診療所及 び訪問看護ステーションのう ち、令和 8 年 6 月 1 日時点で 令和 8 年度診療報酬改定によ る見直し後のベースアップ評 価料を届け出ることを誓約す る施設		2 2 8 千円

	保険薬局 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設	て実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。 ○本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていない。 ○著しく偏った配分は行っていない。 ○労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられてはいない。 ○労働保険料の納付が適正に行われている。	所属する同一グループ内の保険薬局の数（当該保険薬局含む）（※7） 【1店舗以上5店舗以下】145千円 【6店舗以上19店舗以下】105千円 【20店舗以上】70千円
（2） 物価支援 事業	有床診療所（※1）14床以上		病床の数（※6）に13千円を乗じた額
	有床診療所（※1）13床以下 無床診療所		170千円
	保険薬局		所属する同一グループ内の保険薬局の数（当該保険薬局含む）（※7） 【1店舗以上5店舗以下】85千円 【6店舗以上19店舗以下】75千円 【20店舗以上】50千円

- ※1 医療法第7条第2項に掲げる病床（以下「病床」という。）を有するもの
- ※2 「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。
- ※3 医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く。
- ※4 賃上げ支援の対象職員は、対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。）であり、次に掲げる以外の者であること。①対象医療機関等の管理者、②対象医療機関等を開設する法人の理事長・対象医療機関等を運営する個人事業主、③薬局の開設者
- ※5 賃上げ支援事業については、記載した金額を上限として、本事業を用いて賃金改善を行った実績に応じて支援を実施
- ※6 原則、令和7年8月1日時点の使用許可病床数から令和7年8月2日以降の病床数適正化支援事業による削減数を引いた数
- ※7 厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

別表2（第4条、第9条及び第10条関係）

補助対象事業	申請期間	実績報告	請求期間
（1）賃上げ支援事業	令和8年4月27日から 令和8年5月29日まで	令和8年7月1日から 令和8年8月1日まで	実績報告と同時
（2）物価支援事業	同上	申請と同時	申請と同時

- ※（1）賃上げ支援事業において第7条第1項の変更の承認の申請をする場合は、実績報告と同時に行うこと。